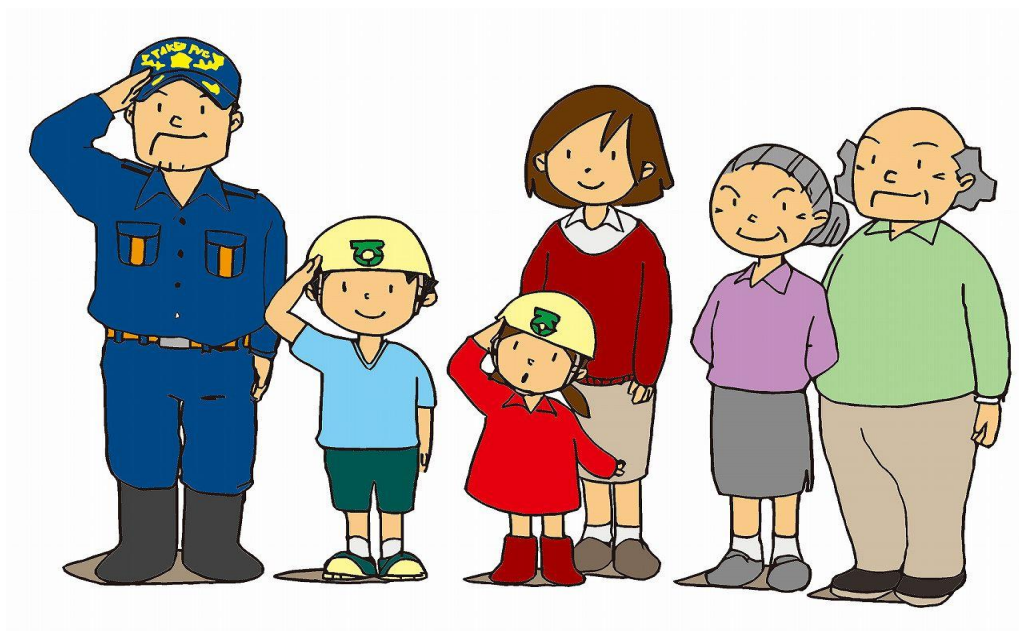


武雄市地域防災計画の修正概要



令和7年4月21日（月）

武雄市 総務部 防災・減災課

主な修正項目

(1) 国及び県の修正を踏まえた修正

①最近の施策の進展等を踏まえた修正

②令和6年能登半島地震を踏まえた修正

(2) 市の施策の進展等を踏まえた修正

(1) 国及び県の修正を踏まえた修正

①最近の施策の進展等を踏まえた修正

避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

○自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施【P77】

○在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供【P160】

②令和6年能登半島地震を踏まえた修正

自治体支援

○応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化【P58】

(1) 国及び県の修正を踏まえた修正

被災地の情報収集及び進入方策

- 無人航空機、衛星インターネット等の活用【P69,79】
- 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化【P222】

避難所運営

- パーテーション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置【P158】
- 避難所における生活用水の確保【P158】
- トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮【P201】
- 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化【P142】

(1) 国及び県の修正を踏まえた修正

物資調達・輸送

○運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保【P63】

佐賀県での災害対策強化

○孤立時の状況把握などについて関係機関と連携強化【P79】

○「避難生活支援リーダー／サポーター研修」等の拡充【P73】

○「快適トイレ」認定を受けた様式トイレの設置推進【P201】

(2) 市の施策の進展等を踏まえた修正

① スフィア基準を踏まえた避難所環境の改善【P158】

「指定避難所の環境について、国際基準であるスフィア基準を踏まえた改善に努める。」を追記

スフィア基準とは？

- 正式名称は「人道憲章と人道支援における最低基準」
→元々は紛争地の難民共済が目的だったが、災害避難者へ適用を拡大
- 被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたものであり、
「給水・衛生」「食料」「避難所」「保健医療」の4分野に分かれている。

(2) 市の施策の進展等を踏まえた修正

②高潮ハザードマップを公表【P22ほか】

洪水・内水・土砂災害に加え、**高潮**に係るデジタルハザードマップを
新たに公表（令和7年3月）

→高潮による危険性を鑑み、発生時の対応について追記

高潮とは？

- ・台風や低気圧などの気候現象により、海面が異常に上昇する現象。

HMの画面を！

高潮ハザードマップ

(2) 市の施策の進展等を踏まえた修正

③自主防災組織の活動強化【P81】

自主防災組織活動の活性化のため、「**自主防災組織訓練マニュアル**の活用」について追記

自主防災組織訓練マニュアルとは？

- ・ 自主防災組織が自主的に訓練を行う助力となるよう、令和7年3月に策定。
- ・ 自主防災組織活動事業費補助金と合わせて、活動の推進を促す。



(2) 市の施策の進展等を踏まえた修正

④資料編の修正

- 「**応急仮設住宅建設のための建設候補地一覧表**」を追加
 - ・災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、平常時から二次災害の危険のない適地を選定している。
- 「浸水想定区域内の要配慮者施設」に**高潮**による影響がある施設を追加
 - ・浸水想定区域内の要配慮者施設については、避難確保計画を策定し、毎年避難訓練を実施されている。